

岡 崎 市
災害時における
ペットのための行動指針

平成 30 年 6 月
令和 3 年 3 月改正
令和 7 年 4 月最終改正

岡崎市
(動物総合センター)

目 次

I	行動指針作成の背景と目的	2
1	目的	
2	背景	
3	方向性	
4	定義	
II	飼い主としての対応	4
1	平常時からの準備	
2	災害発生時の行動	
III	避難所における対応	7
1	平常時からの準備	
2	災害発生時の行動	
IV	市の取り組み	9
1	平常時からの準備	
2	災害時の活動	
付録	避難所におけるペットの飼育ルール（例）	11
別紙	災害時における動物救護体制	

I 行動指針作成の目的と背景

1 目的

本行動指針は、岡崎市地域防災計画及び岡崎市動物行政推進計画に基づき、ペットの飼い主が平常時に備えるべきことや災害時における対応すべきことを中心に、本市の動物救護に関する取り組みについて示しています。また、避難所の管理者やペットを飼っていない方々にもご理解いただき、災害時の避難所等においても、ペットの受入れ及び飼育管理など、適切な避難所運営が行えるようにすることを目的としています。

2 背景

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす方が増えており、市内では、登録犬が約2万3千頭（令和7年4月現在）、また同数程度（推定）の猫が飼育され、多数のペットが飼育されています。

飼い主は、災害時、自宅建物の倒壊・焼失等により自宅での生活ができなくなれば、市内の避難所等に避難することになります。避難所等では、何よりも人命が優先され、飼い主とペットが必ず一緒にいられるとは言い切れません。

一方で、過去の被災地では、ペットへの愛着があるが故に離れることができず、長時間、車中での生活を選び、エコノミークラス症候群で人命が失われたり、ペットがいるからと自宅にとどまり、津波などの二次被害に巻き込まれた事例がありました。自宅が倒壊したり、火の手が迫るなどして避難する必要がある場合に、「ペットがいるから避難できない」とその場にとどまることは、新たな被害につながる可能性があります。また、避難できる場所がないからと、飼い主がペットを放せば、放されたペットが周囲の人間に危害を加えるおそれがあります。さらに避妊去勢措置がなされていない状態でペットが野放しになれば、繁殖により増加し、公衆衛生上の環境の悪化、従来の生態系や野生生物への影響を与える恐れもあります。

これらを踏まえ、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、避難所ではどのように対応したらよいか、また、放浪動物や負傷動物等についての市の取り組み等について整備することが課題となっていました。

3 方向性

市では東日本大震災をはじめとする過去の震災の教訓と経験に基づき、災害時の「動物救護活動」という課題に対し、「市民の安全・安心を確保する」といった視点から捉え、対応を進めていきます。

そこで、まず、飼い主とペットの災害から命を守る「事前の備え」と災害のあと生き延びるための備え「事後の対応」について、飼い主自身による「自助」、避難所等での地域との協力による「共助」、また、市の役割である「公助」について、一定の指針を定めました。

4 定義

ア ペットとは

本行動指針に定めるペットとは、避難所への同行避難を想定し、犬、猫及びうさぎなどの小型の哺乳類と鳥類などを対象とします。なお、動物愛護管理法で定められている特定動物（ワニガメやニホンザル等）や人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物は該当しません。

※ 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、一部の例外を除き、その同伴を拒んではならないとされております（7～9条）。

イ 指定避難所とは

指定避難所とは、災害で家を失くした人などが一定期間生活する場所です。岡崎市では、市内小中学校等の体育館等が指定されています。また、土砂災害や洪水などの危険が切迫した状況では、命を守るために一時的に逃げる指定緊急避難場所があります。以降、指定避難所及び指定緊急避難場所を総称して、「避難所」と呼称します。

ウ ペットとの同行避難とは

災害発生時、自宅で生活することができず、飼い主が飼育しているペットとともに避難所などに避難することです。

同行避難は、飼い主である人の命を守ることや動物愛護、放浪動物による人への危害の防止、生活環境保全といった観点からも、重要なことです。なお、同行避難とは避難先で飼い主とペットとの同室での生活や同居を意味するものではありません。

Ⅱ 飼い主としての対応

1 平常時からの準備

避難所における生活は、避難者、避難動物にとって大きなストレスになります。大きな災害にも耐えられるような住居にしておくことが最も重要ですが、万が一に備え、飼い主は、平常時から、ペットの「防災」、「減災」のための準備をしましょう。

(1) ペット用の避難用品や備蓄品の準備

- ア 避難用品：首輪、リード、キャリーバッグまたはケージ
- イ フード、水（食器、療法食・薬含む）：最低5日分できれば7日以上
- ウ ペット用品：トイレ用品（処理用具）、タオル、ペットシート
- エ ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効）
- オ おもちゃ

(2) 災害に備えたしつけをする

災害時はペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。こうした状況下で、ペットと安全に同行避難し、避難所で他の避難者の迷惑にならないようにするためには、普段からキャリーバッグやケージに入ることに慣らすこと、決められた場所で排泄ができること、犬の場合、むやみに吠えたりしないこと、「待て」「おすわり」などといった基本的なしつけが必要となります。

(3) 所有者明示をしておく

災害時に、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻るよう所有者明示をしておく必要があります。誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップの装着に努めてください。また、犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着する義務があります（4～5条）。

(4) 健康管理（定期的に動物病院で診てもらう）

災害時には、ペットもストレスにより、免疫力が低下したり、他の動物との接触も多くなる場合もあるため、普段からペットの健康管理には注意しましょう。狂犬病予防注射や各種ワクチンの接種、フィラリア症やノミなどの寄生虫の予防や駆除が必要です。また、不必要な繁殖を防止するため、避妊・去勢手術等の繁殖制限に努めてください。

(5) 飼い主同士や親戚、友人等と緊急時の預け先の検討

ペットがストレスの少ない環境で生活を送れるよう預け先を決めておきましょう。複数の一時預け先を探しておくことが望まれます。

(6) 避難所の確認や避難ルートの確認

飼い主は、避難指示が出た場合に備え、住んでいる地域の避難所を調べ、普段の散歩等でペットとともに避難経路を確認し、所要時間や危険な場所等を把握しておくことでスムーズに避難できます。また、避難所でのペットの飼育ルールについて、あらかじめ確認しておきましょう。

(7) 講習会や防災訓練への積極的な参加

地域の防災訓練に参加するなど、災害に対する意識を高めることが重要です。

また、飼い主同士のコミュニティを普段から作っておくことで、災害時に協力してペットの飼育をしやすい環境をつくることができます。

(8) 自宅の耐震化など飼い主・ペットの安全スペースの確保

家具の固定やガラスの飛散防止など飼い主とペットがケガをしないことが大切です。また、犬を屋外で飼育している場合は、ブロック塀等、飼育場所の周囲に倒壊するおそれのあるものがないか確認しておくとともに、首輪や鎖が外れたり、切れたりして逃げ出すおそれがないか定期的に確認しましょう。

※多頭飼育について

多くのペットを飼養している場合は避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなります。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、すべてのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高いです。また、災害時に備えた飼養管理の方法についても検討するとよいでしょう。

2 災害発生時の行動

(1) 人とペットの安全確保

災害時にペットを守るためには、飼い主が無事であることが重要です。まず、飼い主自身の身の安全を確保し、次いで、ペットの安全を確保しましょう。ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるので、ペットを落ち着かせるとともに、リードをつけたり、慣れたケージなどにいれましょう。

(2) 同行避難するかどうかの判断

ア 自宅避難

被災後、自宅が安全と判断できれば、ペットとともに自宅避難でもいいですが、近隣の被災状況を確認し、飼い主自身の安全を確かめましょう。また、災害の大きさによってはライフラインの復旧が遅くなってくる場合もあります。平常時に備えていたペット用の備蓄品等が不足になる場合に備え、地域住民や避難所へ状況を報告しておきましょう。

イ 同行避難

自宅にすることができなくなった場合は、避難所や親戚宅等へペットと同行避難をすることが考えられます。ペットに必要な用品は飼い主が責任を持って携帯し、ペットは逃げ出さないよう必ずリードをつけるかキャリーケースにに入れて避難しましょう。

※避難所におけるペットの飼育マナーと健康管理

避難所では、ペットの飼育管理は飼い主が責任を持って行います。避難所は様々な人と集団生活を送る場所となるため、ペットの鳴き声、におい、アレルギーなどの問題から避難者の居住スペースでのペットとの同居は極めて困難かと思われます。避難所のルールに従い、ペット専用の飼育スペースで衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で協力してルールを作ることが必要になります。また、ペットは、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、ペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努めましょう。

ウ ペットのみ自宅等にて飼養

災害により、ペットを避難させることが困難であると判断し、やむをえず、自宅等にペットを置いてきた場合には、次のように対応しましょう。

- ・ 飼い主自身の安全を確保しながら、必ず定期的に自宅に戻り、飼養管理をしましょう。また、必ず、近隣の避難所のペット登録台帳に記入をし、フード等が不足した時に支援してもらえようにしておきましょう。
- ・ ペットが家から逃げ出さないよう窓や出入口を閉め、二次災害に合わないよう安全で安定した部屋に置いてきましょう。屋外で飼育している犬は、首輪や鎖等を点検し、必ず放れないようにしておきましょう。
- ・ 簡単にひっくり返らないような容器に十分な水を入れておきましょう。水は絶対にかかさないようにしておきましょう。

(3) ペットと離れた場所にいた場合

災害発生時に外出しているなど、ペットと離れた場所にいた場合は、飼い主自身の被災状況等を考えて、(2)のうちいずれかの判断をしましょう。

(4) ペットがいなくなった場合

災害により、万が一、ペットが逃げ出したり、同行避難中にはぐれた場合には、ペットについての情報等を必ず動物総合センター（以下「センター」という。）に届け、飼い主自身で責任を持って探すよう努めましょう。

Ⅲ 避難所における対応

これまでの災害で、ペットがいることによってつらい避難生活の心の支えとなったという声も聞かれたように、避難所を運営する皆さんは、飼い主がペットと同行避難してくることを想定した事前の対策をしていただく必要もあります。当然、避難所では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行わせますが、ペットの飼育場所や飼育管理ルールについて、地域にあった方法を検討しておく、災害時に双方の立場を理解・尊重できる過ごしやすい避難所の環境をつくることができます。

1 平常時からの準備

(1) ペットの飼育場所を検討する

避難所敷地内に、飼育する場所を検討しましょう。飼育場所は、地域防災訓練時等に事前に飼い主に周知を図っておくとよいでしょう。

◎飼育場所を選定する際のポイント

ア 「人の居住場所」と「ペットの飼育場所」は分ける。

イ 季節、気候等も考慮し、雨風がしのげる場所

ウ ペットを飼育していない避難者とできるだけ動線が交わらない場所

エ 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かない場所

※犬と猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育できることがよいでしょう。

(2) 各避難所においての飼育管理ルールを検討する

他の避難者や衛生面、事故防止にも配慮した「飼育管理ルール」を決めておきましょう。

◎ルールのポイント

ア ペットは各避難所で決められた飼育場所で飼育する。

イ ペットは、飼育場所でケージ内または繋ぎとめて飼育する。

ウ ペットの飼育管理は、飼い主が責任を持って行う。

エ 飼い主は、「避難所内は人優先」の原則を守る。

※ 飼育ルールの具体例は付録を参照してください

(3) 動物ボランティアの受け入れを検討する

災害時に動物ボランティアの受け入れ体制を構築しておくことで、速やかに協力していただくことができるようになります。

(4) 救援物資の受付・配布方法を検討する

不足すると思われる物資の検討や、救援物資を計画的に配布するための人員や保管場所等を確保する必要があります。

(5) 各避難所において必要な物資の備蓄をする

◎備蓄しておくとい品目

- ア ケージ（大、小）
- イ 餌入れ、水入れ
- ウ 首輪（細、太）
- エ 係留用チェーン（細、太）
- オ 猫トイレ用砂
- カ ビニール袋（大、小）
- キ ガムテープ ※段ボール等でケージを作ることでもある

2 災害発生時の行動

避難所を運営する皆さんは、ペットと同行避難してきた飼い主に対し、以下のように対応しましょう。

- （１）避難所敷地内において決められたペットの飼育場所で飼育する。
- （２）飼育管理ルールを守り、避難所でのペットの適正飼育を促す。
- （３）避難所での飼育動物のペット登録台帳（岡崎市避難所運営マニュアル参照）作成し、飼い主に必ず記入させる。地域支援員（避難所開設後は避難所運営委員会）はペット登録台帳を適宜、センターに情報提供し、フード等の必要な物資が支援されるように要請する。
- （４）飼い主は、自主的な運営組織を立ち上げる等、飼い主相互に協力して、飼育スペースの衛生管理やペットの適正な飼育を実施する。

IV 市の取り組み

岡崎市では、災害時に動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、岡崎市獣医師会と「災害時の動物収容活動及び救護活動に関する協定」を締結しています。また、県内広域で被災するなど愛知県動物救護本部が設置される災害時には、県の体制のもと、近隣自治体等が連携し対応します。

1 平常時からの準備

(1) ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発

飼い主への普及啓発として、平常時から行うべき対策や災害時での飼い主としての責任・役割などについてパンフレットやイベント等を通じ、飼い主へ普及啓発しています。

(2) ペットとの同行避難訓練を含めた避難訓練の実施

岡崎市では地域防災訓練において、毎年ペットの同行避難訓練を実施しています。訓練時にはペット同行避難訓練者に対して、クレートトレーニングを体験してもらうとともに、平常時や発災時に飼い主が行うこと、所有者明示等について啓発しています。

(3) マイクロチップ等による所有者明示の普及啓発

岡崎市から譲渡している犬猫については、全てマイクロチップを装着させています。また、飼い主へマイクロチップ等による所有者明示の重要性を普及啓発しています。

(4) 防災関係部署との調整

災害時に避難所等におけるペットの受入れやペットの救護対策に混乱が生じないようにあらかじめ市関係部署及び関係機関と調整をします。

2 災害時の活動

(1) センターの役割

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況等に応じて、下記事務を実施します。

(2) 各機関の役割

ア 岡崎市獣医師会

協定に基づき、各動物病院にて放浪動物の保護や所有者不明の負傷動物の治療を行います。動物病院は保護した動物の情報をセンターへ連絡します。

イ 愛知県

愛知県動物救護本部の設置及び運営を要請します。また、愛知県が協定を締結している公益社団法人愛知県獣医師会に活動してもらうよう要請します。

ウ 国や他自治体

愛知県から被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報を提供し、支援を要請します。

エ 関係機関等

愛知県動物救護本部から被災動物の種類・数及び被災状況と必要な物資の種類・量等の情報を提供し、支援を要請します。

(3) 被災状況、避難状況等の情報収集

市災害対策本部と連携し、被災状況や避難所の設置の有無、数、場所等の設置状況を確認するとともに、各避難所でのペット同行避難者の避難状況等の情報収集を行います。また、岡崎市獣医師会会員動物病院の被災状況の情報収集を行い、その情報提供を行います。また、岡崎市獣医師会会員の収容した被災動物の情報収集をし、センターへ搬送の可否について判断します。

(4) 物資の受入れと分配

センターにて、市応急対策部物資調達輸送チームと連携しながら、救援物資の受入れ準備をし、物資の数や種類を把握しながら、必要な場所へ配布する計画を立てます。その際、各避難所での受付簿等を参考に、必要に応じた分配を行います。

(5) 被災動物の保護・返還

放浪犬や所有者不明の負傷動物はセンターが保護し、収容します。また、被災状況によっては、岡崎市獣医師会に応援要請し、会員が所有する敷地内に一時的に保護してもらいます。保護および収容した動物に関する情報は積極的に公表し、元の飼い主へできるだけ早く返還できるよう努力します。

(6) 収容動物の飼育管理

収容動物の世話については、原則としてセンター職員が行い、感染症対策等、平常時からのセンターの飼育管理マニュアルに従い、飼育管理します。

(7) 新しい飼い主への譲渡及び譲渡不適動物の処分

センターに収容した動物のうち、情報を公表しても所有者が明らかにならなかった動物や、飼い主が所有権を放棄した動物は、新たな飼い主を募集し、譲渡します。譲渡手続きは原則として平常時のセンターの譲渡マニュアルに従いますが、被災動物については、譲渡後に所有者が判明した場合等を考慮しながら、適正に譲渡を進めていきます。また、治療困難な疾病等に罹っていた場合や、譲渡不適な動物については、時期を考慮して処分することもあります。

(8) 動物に関する相談窓口の設置

飼い主からの行方不明動物の届出受付や避難所等における飼育管理相談等を受け付けます（電話 27-0444）。

(9) 愛護団体やボランティアとの連携

災害の規模や被災状況等に応じて、愛知県動物救護本部へ愛護団体やボランティアの支援を要請します。

付録：避難所におけるペットの飼育ルール(例)

～飼い主の皆さんへ～

次のことを守って、避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるようにしましょう！！

- 1 避難所では人が優先であることを守り、ペットを飼っていない人にも配慮をするこ
とで、ペットが持っている良い面をより伝えることができます。
- 2 ペットの飼育場所は、人の居住場所と分かります。
避難所には、動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方もいます。周囲の人に
配慮し、飼育場所以外（居住室等）には連れて行かないようにしましょう。
- 3 ペットは決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして
飼育しましょう。
 - ・ケージの置き場所や、つなぎとめる場所は、避難所運営委員会の指示に従ってく
ださい。
 - ・決められた場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- 4 避難所に同行できるペットは次の種類です。
犬及び猫などの小動物
(人に危害を与える恐れのある危険動物や特定動物、特別な管理が必要な動物は受
け入れることができません。)
- 5 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 6 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
(1)「飼い主の会」による飼育管理
 - ア 飼い主全員で「飼い主の会」を編成する
 - イ ペットを飼育する場所を設置する
 - ウ 飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する
 - エ 会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する
 - オ 会員による共同作業
 - ・飼育場所全体と周辺市域の清掃・消毒
 - ・廃棄物、汚物集積場所の処理
 - ・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分※危害防止のため、飼い主による個別作業が望ましい場合

・給餌、後片付け、汚物の処理、散歩

(2) ペットの飼育に必要な資材(ケージ・その他の用具)と当面の餌は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。

7 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末をしましょう。ペットの体やケージ内、飼育場所及びその周囲を清潔に保つことで、皆が気持ちよく生活を過ごすことができます。

8 排泄は、特定の場所でさせ、後始末は飼い主の皆さんがきちんと行いましょう。

9 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、リードは短く持つことで噛みつき等のトラブル防止になります。

10 避難所には、持病や負傷するなどしてペットの世話ができない飼い主さんもいます。ペットが寂しくならないように、協力して管理するようにしましょう。

11 ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。

過去の震災で、鳴き声や抜け毛、臭いなどが原因で周囲とトラブルになったことが報告されています。周囲の人にもペットの良さを知ってもらえるよう、飼育場所でも鳴き声や排泄物の処置など周囲の人への気配りを忘れないようにしましょう。

12 運動とブラッシングは、屋外の特定の場所で行いましょう。

13 ペットを運動させる時は、必ずリードをつけましょう。

1つのトラブルで、ペットと一緒に過ごせなくなることを防ぐためにも、どんなにお利口さんでも、リードを放すことは絶対にやめましょう。

14 ペットのケガや病気の治療について

近隣の動物病院で受けることができます。また、VMAT(災害派遣獣医療チーム)等が避難所への巡回訪問をした際に、ペットの健康相談を受けることができます。なお、巡回時は治療を行いません。

15 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。

避難生活が長引くことは、ペットにとっても大きなストレスになるので、なるべく、精神的負担を減らしてあげられるようにしましょう。